

九州地区連合歯科医師会災害時相互応援規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県において、大規模な災害が発生した状況下で、被災県歯科医師会独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州地区連合歯科医師会の各県歯科医師会が相互間の応援を円滑にするために必要な事項について定めるものとする。

(応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- (1) 身元確認班の派遣
- (2) 歯科医療支援資材の提供
- (3) 歯科医療支援班の派遣
- (4) 被災会員の支援
- (5) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(規則の運用体制)

第3条 本規則の円滑な運用を図るため、幹事県歯会及び副幹事県歯会を置く。

- 2 幹事県歯会は、本規則の定めるところにより、規則運用の総合調整に当たる。
- 3 幹事県歯会は、九州地区連合歯科医師会の会長県歯会が担当し、副幹事県歯会は九州地区連合歯科医師会の副会長県歯会が担当する。
- 4 副幹事県歯会は、幹事県歯会と協力してその任を果たす。
- 5 副幹事県歯会は、幹事県歯会が任務を果たすことが出来ない状況の時は、幹事県歯会となり、新たに副幹事県歯会を決める。

(応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県歯会は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県行政、ならびに九州地区連合歯科医師会の災害時幹事県歯会に対して応援を要請する。必要に応じて日本歯科医師会にも応援要請する。緊急要請後、後日速やかに正式な文書を提出するものとする。

- 2 幹事県歯会は、日本歯科医師会の支援を必要と認めたときは、日本歯科医師会に支援を要請する。
- 3 幹事県歯会は、被災県歯会または、九州地区県行政から応援要請を受けたときは、速やかに各県歯会に通報し、実施しようとする応援内容を調整し、取りまとめて被災県歯会に通知するものとする。
- 4 被災県歯会以外の県歯会は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項、第2項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県歯会の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

- 5 警察庁または各県警察から身元確認班の出動を要請されたときは、各県歯会は速やかに出動する。

(応援班の指揮等)

第5条 応援班は、応急措置の実施については、応援を受ける県歯会（または各県警察の指揮）の下に行動するものとする。

- 2 応援を受けるべき被災県歯会が指揮不能の場合は、応援班は幹事県歯会の調整の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に係る費用は原則自己負担とし、応援を受けた県歯会に請求は行わないものとする。但し、被災県歯会が公費の支給を受けたときは、該当する応援に対して後日費用を支払う。

(平常時の各県歯会の任務)

第7条 幹事県歯会は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 各県歯会における（関係部局）の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県歯会からの連絡により、それらを更新し、各県歯会へ提供すること。
- (2) 九州地区連合歯科医師会協議会の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
- (3) 九州・山口9県災害時相互応援協定の幹事県等との協議および情報交換等を行うこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、規則の円滑な運用を図るために必要な事務。

- 2 第3条第5項に定める各県歯会の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内歯科医師会の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この規則に疑義が生じた場合は、九州地区連合歯科医師会協議会の決議を経て改定できるものとする。

(適用)

第9条 この規則は、平成28年4月1日から適用する。